

北海道大学サマーセミナー2015 年度

基礎から学びなおす著作権

デジタルの挑戦と、表現規制としての著作権

福井 健策

弁護士・ニューヨーク州弁護士
日本大学芸術学部 客員教授
<http://www.kottolaw.com>
Twitter: @fukuikensaku

1 どんな情報が著作権で守られるのか

1-1 著作物とは？

思想又は感情をく >に く >したものであつて、文芸、学術、美術
又は音楽の範囲に属するもの

- ①小説・脚本・講演など ②音楽 ③舞踊・無言劇 ④美術 ⑤建築 ⑥図形 ⑦映画
⑧写真 ⑨プログラム

1-2 著作物から除かれる情報

① < >な表現

- ・「創作性」とはどの程度のオリジナリティか？
- ・「東京アウトサイダーズ」事件（知財高裁 2007 年 5 月 31 日判決）
スナップ写真も著作物か

② 事実・データ

- ・何人も事実を独占することはできない。
- ・「弁護士のくず」事件（東京高裁 2010 年 6 月 29 日判決）
事実に基づくノンフィクション書籍

③ < >

- ・基本的な着想・企画案：ネコの一人称で連載エッセーを書く
- ・ルール・法則・方法：料理のレシピ、空気遠近法
- ・パステーション（作風の模倣）
- ・現代アートと著作権

④ 題号・名称（原則として）

- ・俳句・標語・短いフレーズは著作物か
- ・「シートベルト」事件（東京地裁 2001 年 5 月 30 日判決）
「ボク安心 ママの膝より チャイルドシート」との標語

⑤ < >のデザイン（原則として）

- ・例外：一品制作の美術工芸品、独立して鑑賞対象になるような高度な美術性
- ・タイプフェイス、ピクトさん
- ・「海洋堂フィギュア」事件（大阪高裁 2005 年 7 月 28 日判決）
フィギュア・おもちゃは著作物か？
- ・舞台衣装は実用品か？
- ・即興演奏や即興の語りは著作物か？

2 どんな利用に著作権は及ぶのか

2-1 著作権侵害だと、どうなってしまう(かもしれない)のか？

- ・民事の責任：行為の差止、()など
- ・刑事の責任：最高で ()

2-2 著作権は何についての禁止権か

< >	印刷、コピー、写真撮影、録音、録画などの方法によって著作物を再製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利 (CD 演奏の扱い)
上映権	著作物を公に上映する権利
< >	著作物を放送・有線放送したり、インターネットにアップロード (送信可能化) したりして、公に伝達する権利
口述権	著作物を朗読などの方法で口頭で公に伝える権利
展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の、原作品を公に展示する権利
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布 (譲渡・貸与) する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・ 翻案権等	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案する権利
二次的著作物の 利用権	二次的著作物については、二次的著作物の著作権者だけでなく、原著作者もこうした各権利を持つ

多次的著作物： 原作小説 → 漫画 → 映像作品 → TV ゲーム・商品化

- ・許諾 (ライセンス) と許諾窓口、「著作権等管理事業者」

2-3 著作権が守られるための条件 / 「著作権をとる」とは？

- ・ © 表示は必要か？
- ・ 登録は必要か？

2-4 著作者(author)と著作権者(owner)

- ・ 著作者：「著作物を創作した者」
- ・ 共同著作・集団創作：著作権は共有に ⇔ 「結合著作物」

劇団と戯曲

「音楽座ミュージカル」事件（東京地裁 2004 年 3 月 19 日判決）

「新宿梁山泊」事件（東京地裁にて 2008 年請求放棄）

- ・ 著作権は譲渡できる / 製作委託、公募の場合
- ・ 職務著作：①法人等のイニシアティブ、②従業員、③職務上の作成
④法人等の著作名義、⑤別段の契約等がないこと
- ・ 映画の著作物：「映画製作者」への権利帰属

2-5 著作者人格権とは

公表権	未公表の自分の著作物を公表するかしないか、また、いつ、どのような形で公表するかを決定できる権利
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、(匿名を含めて) どのような著作者名を表示するかを決定できる権利
< >	自分の著作物の内容や題名を、意思に反して勝手に改変されない権利
(名誉・声望保持権)	著作者の名誉等を害する方法で著作物を利用する行為は、禁じられる

3 模倣とオリジナルの境界 / 先行作品をどこまで参考にして良いのか

3-1 スイカ写真事件（東京高裁 2001 年 6 月 21 日判決）

3-2 廃墟写真事件（知財高裁 2011 年 5 月 10 日判決）

自作と同一の被写体（廃墟建物）を撮影した写真集について、丸田祥三氏が小山伸一郎氏を提訴

3-3 「日々の音色」対「ペプシ CM」

「日々の音色」 SOUR の MV（2009 年度文化庁メディア芸術祭大賞作）

「Pepsi One People Commercial 2010」 その後発表されたペプシの新 CM

※いずれも、時間があつたら YouTube で事前視聴のこと

3-4 「ミッフィー」裁判

ディックブルーナ氏がサンリオキャラクター「キャシー」の製造・販売の差止求めオランダで提訴

3-5 「五輪エンブレム」論争

3-6 著作権はなぜ、あるのか？

・自然権論 対 インセンティブ論

4 著作隣接権

4-1 実演家の権利

- ①録音・録画権（増製含む） 許諾を得て「映画」に録音・録画された実演
- ②放送・有線放送権 許諾を得て録音・録画された実演
- ③送信可能化権 許諾を得て録画（+「映画」に録音）された実演
- ④譲渡権（同上）・貸与権
- ⑤商業用レコードの二次使用料請求権・貸与報酬請求権（指定団体：日本芸能実演家団体協議会）
- ⑥実演家人格権（氏名表示権・同一性保持権） 等

「ワンチャンス主義」とは何か

4-2 レコード製作者の権利(狭義の原盤権)

- ①複製権
- ②送信可能化権
- ③譲渡権・貸与権
- ④商業用レコードの二次使用料請求権・貸与報酬請求権（指定団体：日本レコード協会）等

放送事業者・有線放送事業者の権利：（略）

5 許される使用の限界 －制限規定、「海賊版戦争」、デジタルの挑戦

5-1 現行法の「制限規定」

<p>< ための複製 (30条)</p>	<p>>の 個人的・家庭内その他これに準ずる範囲内で使用するために、使用する者が複製できる（侵害物と知りながらおこなうダウンロード録音・録画を除くなど、例外あり。翻訳・編曲・変形・翻案も可）。なお、デジタル方式の録音・録画機器や媒体のうち政令で指定されたものを用いて著作物を複製する場合には、著作権者に対して補償金の支払いが必要となる。</p>
<p>付随的利用 (30条の2)</p>	<p>写真撮影・録音・録画の場合、対象物から分離困難な付随物や音を、軽微な構成部分として複製・翻案しその後利用することができる。</p>
<p>検討の過程での利用 (30条の3)</p>	<p>著作物の利用許諾等を得て利用するための検討過程で、必要な限度で利用できる。</p>
<p>技術開発・実用化の試験のための利用 (30条の4)</p>	<p>著作物の利用に係る技術の開発又は実用化の試験のために、必要な限度で利用できる。</p>
<p>図書館等における複製 (31条)</p>	<p>政令で認められた図書館等では、非営利事業として一定の条件の下で、①利用者に提供するための複製、②保存のためのデジタル化等を行うことができる（①の場合には翻訳も可）。*国会図書館を介した、絶版等資料の全国図書館等への配信可。</p>
<p>引用 (32条)</p>	<p>①公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内であれば、公表された著作物を引用して利用できる。②国・自治体等が一般に周知させるために発行した広報資料等は、転載禁止の表示がされていない限り、説明の材料として新聞その他の刊行物に転載できる（いずれも翻訳も可）。</p>
<p>教科用図書等への掲載 (33条)</p>	<p>学校教育の目的上必要な限度で、公表された著作物を教科書等に掲載できる（翻訳・翻案等も可）。ただし、著作者への通知と著作権者への補償金の支払いが必要となる。なお、弱視の児童・生徒のための教科用拡大図書への複製も一定の条件で許される（第33条の2）。</p>
<p>教育機関における複製等 (35条)</p>	<p>非営利の教育機関で教育を担当する者や学生・生徒は、授業の過程で使用するために必要な限度で、公表された著作物を複製できる（翻訳・翻案等も可）。ただし、ドリル・ワークブックの複製等、著作権者の利益を不当に害する場合は除く。なお、遠隔授業のための教材等の公衆送信も、一定の条件で認められる（第35条の2）。</p>
<p>試験問題としての複製等 (36条)</p>	<p>入学試験その他の試験・検定に必要な限度で、公表された著作物を複製・公衆送信できる（翻訳も可）。ただし、営利目的の場合には著作権者への補償金の支払いが必要となり、また、著作権者の利益を不当に害する公衆送信の場合は除く。</p>
<p>視覚障害者等のための複製等 (37条)</p>	<p>公表された著作物は、点字によって複製したり、コンピュータ用点字データとして記録・公衆送信できる。また、一定の事業者は、公表された視覚著作物を、視覚障害者等が利用するために音声化その他の方法で複製し、自動公衆送信できる（翻訳も可。後者は翻案も可）。</p>

聴覚障害者等のための複製等 (37条の2)	一定の事業者は、公表された聴覚著作物を、聴覚障害者等が利用するために文字化その他の方法で複製し、自動公衆送信できる(翻訳・翻案も可)。
非営利目的の演奏・上映・貸与等 (38条)	①営利を目的とせず、かつ観客から料金を受けない場合は、公表された著作物をく > できる(ただし、実演家・口述者に報酬が支払われる場合は除く)。また、放送・有線放送される著作物を受信装置を使って公に伝達することができる。②営利を目的とせず、利用者から料金を受けない場合は、(映画以外の)公表された著作物のコピーを貸与できる(視聴覚資料の図書館などでの貸与も許されるが、補償金の支払を要す)。
政治上の演説等の利用 (40条)	①公開の場で行われた政治上の演説・陳述、裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除いて、方法を問わず利用できる。②国・自治体等で行われた公開の演説・陳述は、報道のために新聞・雑誌に掲載したり、放送・有線放送できる(翻訳も可)。
時事の事件の報道のための利用 (41条)	時事の事件を報道するために、その事件を構成したり事件の過程で見聞される著作物を利用できる(翻訳も可)。
公開の美術の著作物等の利用 (46条)	公開された屋外の場所に恒常設置された美術の著作物や、建築の著作物は、彫刻を増製するなど一定の例外を除いて、方法を問わず利用できる。
プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (47条の3)	プログラムの著作物のコピーの所有者は、自らコンピュータで利用するために必要な限度で複製・翻案できる。
情報の検索等のための複製等 (47条の6)	ネットワーク上の検索事業者は、検索及び結果の提供のために、送信可能化された著作物を記録・翻案・自動公衆送信できる。
情報解析のための複製等 (47条の7)	コンピュータで情報解析をおこなう場合、必要な限度で複製・翻案ができる。
コンピュータでの利用に伴う複製等 (47条の8)	コンピュータで著作物を複製利用・受信利用する場合、利用を円滑・効率的におこなうのに必要な限度で記録媒体に記録できる。
ネット等での情報提供の準備に必要な情報処理等 (47条の9)	情報通信による情報提供を円滑・効率的におこなうための準備に必要な限度で、記録媒体への記録・翻案ができる。

主なもののみ掲載。また、以上の多くのケースでは利用される著作物の出所の明示が必要となり、また、作成された複製物の目的外使用の制限がある。

5-2 引用

- ・引用とは：「他人の著作を自己の作品の中で紹介する行為」
- ・「脱ゴーマニズム宣言」事件(東京地裁2000年8月31日判決)
- ・引用の主な注意点

①	②明瞭区別
③主従関係	④
⑤	⑥出典明記

5-3 拡大する私的複製・クラウドと、「海賊版戦争」のゆくえ

拡大する「フリー」と著作権の対立

・海賊版サイト

※2012年1月、米 Megaupload (メガアップロード) 責任者逮捕・サイト閉鎖

・ファイル交換 (Winny、BitTorrent...)

*2011年12月、ウィニー開発者 逆転無罪最高裁にて確定

・米国反 SOPA 論争、欧州反 ACTA 論争

・ダウンロード刑罰化論争

レコード会社などの言い分：ネット上の違法ダウンロードは年間 43.6 億ファイルで、正規版購入の 10 倍

2010年1月～ 私的な目的でも、①違法にアップされた著作物を②そう知りながら③ダウンロードして録音・録画した場合、私的複製は認められず違法 (罰則なし)

2012年6月 議員立法で罰則導入 (懲役2年以下、罰金200万円以下)

反対論：①海賊版対策なら違法アップロードこそ取り締まるべき

②一般ユーザー、特に年少者に違法アップかどうかの判断は困難

③刑事罰は慎重に導入すべき、審議が拙速 など

⇒我々は、海賊版とどう向き合うべきか？

★一方の視点：論外、創作者・情報発信者の労苦への<

>

★他方の視点：情報豊富化の恩恵 (情報の民主化論)、宣伝・マーケット拡大効果あり

(背景) 国際的なコンテンツ産業の長期売上縮小 (「デジタル・シュリンク」)

⇒「フリー」との競争

・取り込み配信 (グーグルニュース、グーグル・ブックス、ストリートビュー...)

・投稿配信 (ユーチューブ、ニコニコ動画、Flickr...)

2010年6月、「One Piece」発売前投稿により14歳逮捕

バイアコム社によるユーチューブへの10億ドル損害賠償訴訟

2010年6月、NY連邦地裁でグーグル側全面勝訴判決

「通知を受けて削除している限りは(=オプトアウト)グーグル側は侵害責任を負わない」

連邦控訴裁で同社逆転敗訴 →差し戻しの地裁で再勝訴を経て、和解成立

・番組録画・転送サービス (まねきTV、ロクラクII...)

・自炊ブームと「自炊代行」(スキヤポン、BookScan など...)

2011年9月、人気作家122名と出版社7社による質問書送付

その後2次にわたり、作家7名が9事業者提訴

「私的複製にあらず」「裁断本流通の激増」「DRMの不在」

～2014年、全事業者について原告勝訴 (一部上告)、又は廃業

⇒流通を促進しつつ、適正な還元のしくみ作りは可能か？

6 権利の保護期間

ーパブリックドメイン、青空文庫、デジタルアーカイブが開く未来

6-1 保護期間の原則

- ・原則：< >の翌年から 50 年
- ・匿名・ペンネーム・団体名義の場合：公表の翌年から 50 年
- ・映画の著作物：公表の翌年から 70 年（2004 年より延長）
⇒ 映画は旧著作権法に注意
- ・戦前・戦中の欧米（連合国）作品：「戦時加算」による延長
- ・著作隣接権：実演、レコードの発行、放送、有線放送の翌年から 50 年
- ・著作者人格権・実演家人格権：死後も利益保護。請求権者は配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹に限定（記載の順）

6-2 著作権の国際的保護

- ・ベルヌ条約（加盟国 167。2012 年現在）による、①内国民待遇、②無方式主義
- ・WTO の TRIPs 協定（付属書一 C）でもベルヌ遵守を規定

6-3 パブリック・ドメインの価値／文化アーカイブ、電子図書館の挑戦

青空文庫：

1997 年創始。ボランティア運営による国内で代表的な電子図書館。テキストで所蔵 13000 点超（2015 年時点。PD が 98%以上）

2013 年 創設者の富田倫生死去。支援のための「本の未来基金」創設。

国会図書館デジタル・コレクション：

明治・大正期・昭和前期図書を中心に 248 万点以上を電子化、約 49 万点の画像データを無償ネット公開（2015 年現在）

大半は権利者の許諾ではなく、PD や「文化庁長官裁定」を利用した公開

2014 年～ 全国図書館への絶版等資料の配信開始（2015 年現在 138 万点、494 館）

TV 番組：NHK アーカイブス・オンデマンドなど

映画：国立近代博物館フィルムセンターなど

放送台本：日本脚本アーカイブス

音源：日本レコード協会の歴史的音盤アーカイブなど

各大学：東京藝大総合芸術アーカイブセンターなど

図書館：Tokyo アーカイブなど

災害：東日本大震災アーカイブスなど

公文書：国立公文書館デジタルアーカイブなど

マンガ：マンガ図書館 Z（旧 J コミ）など（現在 1700 作超収録、3500 万ビュー／DL 超）

Google Books：全世界の書籍 1 億 3000 万点のデジタル化計画、現在 3000 万点超がデジタル化済みで全文検索・抜粋表示可能（うち、PD 中心で数百万点を配信）

前述 YouTube、Flickr・・・

Europeana：ヨーロッパ全域のデジタルアーカイブをネットワーク化し、現在 3000 万点超をデジタル化・公開中

背景：情報の集約・序列化・流通／アクセスを米国の一企業に握られることへの危機感

6-4 アーカイブ 3 つの障害：ヒト・カネ・著作権

NHK アーカイブズ：85 万番組（ニュース除く）、開館 11 年で 9000 番組（1.1%）の公開。
原因⇒権利処理の負担：ノンメンバー、不明著作者（=< >）・実演家。
ほかの肖像権、フィルムや台本その他資料の所有権の問題もあり。

※著作権は相続人全員の共有が原則。全員の同意がないと利用できない

権利処理のコスト：

- (1) 許可を得る代償に権利者に払う対価：使用料、印税
- (2) 許可を得るための作業のコスト：< >コスト
 - ①権利者を探すまでのサーチコスト
 - ②権利者と交渉して許可をもらうまでの交渉コスト（契約交渉の労力含む）
 - ③権利者が対価を受け取るまでの徴収分配コスト

日本脚本アーカイブズ：80 年以前の放送台本の著者 3104 名中、4 団体ノンメンバーで初期調査では判明しない著者 1550 名。作品数なら 2 割弱。

不明出演者：映像コンテンツ権利処理機構（aRMa）の不明出演者探しページ、大河ドラマ「秀吉」57 名（96 年）、「黄金の日々」（78 年）110 名

国会図書館が直面した明治期書籍の「権利処理」問題：

没年調査と連絡先調査までの総期間 28 ヶ月、総経費 2 億 6000 万円
72,730 名を調査 →PD 20,141 名、保護期間中 777 名、不明 51,712 名（2005 年当時）
→PD を除き、許諾が取れた者 264 名（0.5%）、長官裁定 38,794 名（74%）
文化庁長官裁定による補償金額：51 円／件（5 年間）

⇒商業利用と補完しあいながら、作品を死蔵から救うしくみ作りは可能か？

7 表現規制としての著作権 — 二次創作をめぐって

7.1 二次創作と著作権

パロディ、リミックス、二次創作の隆盛（⇒パワーポイント参照）
著作権的には「無断複製・翻案」＋人格権侵害？

フランス等：パロディ規定
米国等：フェアユースでの対処
日本：明文規定なし

機能して来た「グレー領域」「あうんの呼吸」
※文化審議会 WT「小泉報告書」の示唆

7.2 表現・文化活動と憲法問題（俯瞰）

・対国家／自治体

- 内心の自由と「踏み絵」 ※君が代論争
- 知る権利と国家機密 ※特定秘密保護法
- 直接的な表現・営業規制
猥褻、児童ポルノ、「有害コンテンツ」、放送コード
ダンス・クラブ規制 ※営業か？表現・集会か？
- 公共事業・文化助成と表現活動 ※はだしのゲン閉架化

・個人の権利との衝突

- 名誉・プライバシー・肖像権と報道・評論・創作
- 著作権・商標権と二次創作・引用・アーカイブ活動

7.3 表現活動に守るほどの価値はあるか？

- 二重の基準論：精神的自由の規制は厳格な基準で違憲判断
- 悪趣味な、間違った表現でも守る価値はあるのか
- いわゆる政治的表現と「純」芸術表現は異なる？
- 教科書の説明：①「知る権利」を通じた民主主義システムの維持、②情報の豊富化、③各自の自己実現
⇒「思想の自由市場」論、情報の多様性論

⇒オリジナルのビジネスと補完しあいながら、新たな創作を促進するしくみ作りは可能か？

8 著作権リフォーム論 — 「権利処理」の壁をどう超えるか

8.1 TPP 著作権条項

(i) 保護期間の延長要求

欧米で 20 年延長、他国にも要求「ミッキーマウス保護法」
「国際収支を害する」 ※著作権使用料の国際収支 年 8000 億円の赤字
「収入増加はわずか」 ※作品の市場での寿命
「権利処理が困難 ⇒①古い作品の活用と②新たな創作が困難に」

(ii) 非親告罪化

「パロディ・ビジネス・研究活動等の萎縮」「孤児作品の利用など、悪意の告発」への懸念

(iii) 法定賠償金

現在、権利者の実損害分のみ賠償⇒大半の侵害は訴訟に至らず
米国法定賠償金：実損害の証明なくとも、裁判所がペナルティ的な賠償金を決められる
※故意侵害なら 1 作品で 15 万ドルまで
導入されれば知財訴訟が増加か

(iv) 多国間貿易協定による知財ルールメイクの是非

8.2 権利処理コストを減らし、創作と流通を活性化させる試み

①契約と権利の明確化

②集中管理・権利情報データベースの充実：

音楽：日本音楽著作権協会（JASRAC） J-WID 公開作品数 326 万曲（2015 年）
一般社団法人著作権情報集中処理機構（CDC）⇒著作権窓口一本化
「音楽集中管理センター」構想（文化審議会報告書）⇒音源含む

出版：「書籍版 JASRAC」構想（三省懇談会）
日本文藝家協会など 委託作家 3716 名（2015 年。5 年で 200 名増）
日本出版インフラセンター（JPO）による「出版情報登録センター」構想

映像：「映像版 JASRAC」構想（経団連）
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRMA、著作隣接権）

総合：任意登録制構想、長尾国会図書館長私案
福井コラム「全メディアアーカイブを夢想する」（上記 HP）

③パブリックライセンスへの期待

クリエイティブ・コモンズ
「同人マーク」の試み

④孤児作品への更なる対策：

「文化庁長官の< >制度」：現在年間 15～30 件の利用
使われているのは狭い分野のみ：H24～の裁定作品は参考書、NHK ドラマ、法律書で 99.2%

⇒EU：2012 年に意欲的な「孤児著作物指令」を採択、米国：「孤児著作物法案」

⇒日本：アーカイブ促進法の提言／2015 年 31 条関連での解釈明確化

⑤フェアユース導入論

2014 年 12 月 文化審議会「クラウドサービス等と著作権に関する報告書案」
対象：サイバーロッカー、メディア変換、視聴・録画支援、プリントサービス、論文作成支援・盗作検証、評判分析サービス 等
※JEITA「権利者の具体的損害が実証されない場合は適法」「柔軟性ある規定の導入を」
⇒「契約や現行の権利制限規定で対応」

※2015 年、文化庁関係者「フェアユース」ヒアリング。TPP の影響は？

※日本人に、どこまでフェアユースを使いこなせるのか？

⑥禁止権の終えん、オプトアウト原則化？

1983 年森亮一「超流通」構想：流通は自由化、アクセス自動認識・自動課金

参考： 福井健策「著作権とは何か」「著作権の世紀」「誰が『知』を独占するのか」（以上、集英社新書）「契約の教科書」（文春新書）、「ネットの自由 vs. 著作権」（光文社新書）、「18 歳の著作権入門」（ちくまプリマー新書）
福井健策編「エンタテインメントと著作権」シリーズ（①ライブ編、②映画・ゲーム編、③音楽編、④出版・マンガ編、⑤ネット編。CRIC）